

個人事業者の皆様へ

登録申請受付中！！

消費税

インボイス制度をご存知ですか？

<令和5年10月から始まります>

○ インボイス制度がスタートすると…

買手

(課税事業者)



売手

(インボイス発行事業者)

買手は、「売上げの消費税額」から「仕入れや経費の消費税額」を控除するために、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

インボイスを発行するためには、事前に**登録申請**が必要です。

売手は、インボイス発行事業者となった場合、買手の求めがあればインボイスを交付しなければなりません。

○ 登録を受けた方がいいの？

➤ 消費税の申告義務がない事業者の方も確認しましょう

登録を受けるかどうかは、任意です

売上先がインボイスを必要とするか確認しましょう

登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう

※ 登録を受けると課税事業者となり、消費税の申告が必要となります

※ 登録を受けない場合、インボイスを交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は経過措置（一定割合の仕入税額控除）が適用できます

登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう

※ インボイス制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、**令和5年3月末**までに申請が必要です

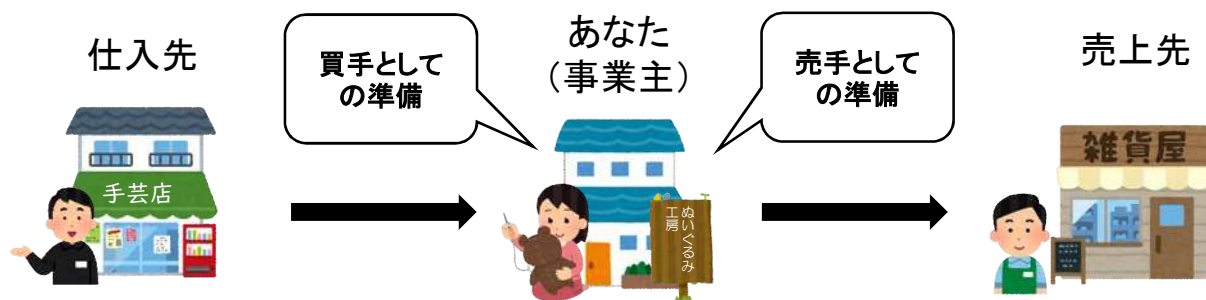
※ e-Taxでの申請が便利・税理士の代理送信も可能



登録申請手続きについて



登録を受ける場合の準備



○ 売手としての準備

- 交付している書類等をどう見直せばインボイスとなるかを検討
- 売上先に登録を受けた旨を連絡し、インボイスに対応する書類や交付方法を相談
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討
- 必要に応じて価格の見直しを検討

○ 買手としての準備

- 自身の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か確認
- 仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているかを確認し、必要に応じて仕入先とも相談
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するかを検討
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討
- 事務負担軽減のために、簡易課税制度を適用するかを確認

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続きに関することやQ & A等を掲載しています。

インボイス特設サイト



このリーフレットは、原則的な取扱いを示したものです。